



熊本県公報

号外 第50号

平成27年12月28日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程	(選挙管理委員会) 1
○熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部総務課) 8
○熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程	(警察本部広報県民課) 15

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第79号

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を定める。

平成27年12月28日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年熊本県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「自己情報開示請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項第2号中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「成年被後見人であるか又は請求者に委任した者」と読み替えるものとする。

第4条第1号中「いずれか1。ただし、」を「うちいずれかの書類(」に、「いずれか2」を「うちいずれか二の書類)」に改め、「。」を削り、同号ア中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加え、同条第2号中「いずれか一(前号ア)」を「うちいずれかの書類(同号ア)」に、「前号イ」を「同号イ」に、「いずれか二」を「うちいずれか二の書類」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、「もののいずれか一」を「ものうちいずれか一の書類」に改める。

第5条第1項中「条例第14条第2項」の次に「又は第32条の4第2項」を加え、「開示請求した」を「開示請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「第20条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の5第2項」を加え、「訂正請求した」を「訂正請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の6第2項」を、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第6条中「第16条第2号」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第1項中「第19条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「第19条第2項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項中「第19条第5項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示決定決定期間延長通知書」に改め、同条第5項中「第7項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第8項中「第19条第8項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において

準用する場合を含む。)を加える。
 第7条第2項中「第19条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第8条第1項中「第20条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第20条第2項第4号」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第9条中「第21条」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第10条第3項中「第22条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第22条第2項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第11条第2項中「自己情報訂正請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 2前項の規定は、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは、「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。
 第13条第1項中「第25条第2項」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第25条第3項」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改める。
 第13条の2中「第25条の2第1項」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第13条の3中「第25条の3」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第13条の4第2項中「自己情報利用停止請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 2前項の規定は、条例第32条の6第3項において準用する条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。
 第13条の6第1項中「第25条の7第2項」の次に「(条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第25条の7第3項」の次に「(条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「第25条の7第4項」の次に「(条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に改める。
 第16条及び第17条を次のように改める。
 (条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項の実施機関が定める書類)
 第16条 条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項(条例第32条第4第3項において準用する条例第20条第4項、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第3項)の各号に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類のうちいずれか二の書類を提出し、又は提示するものとする。
 (1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)
 (2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合当該法定代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類のうちいずれか二の書類)及び戸籍謄本、登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明する書類として委員会が認めるものうちいずれか一の書類
 (3) 本人に代わって本人の委任による代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合当該本人の委任による代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)並びに本人の押印が委任を受けた者であること(同号イに掲げる書類の押印を証明する)を証明する書類として委員会が認めるもの
 第17条 削除
 別記第1号様式を次のように改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「(注)2」を「2」に、「規程第4条」を「熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程第4条又は第16条」に、「定める」を「規定する」に改める。

別記第4号様式中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、「第19条第4項」及び「第19条第5項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第6号様式中「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号様式中「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号の2様式中「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式(第 11 条関係)

自 己 情 報 (自 己 特 定 個 人 情 報) 訂 正 請 求 書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏 名

[法人にあつては、その名称及び代表者の氏名]

連 絡 先

[法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号() ー

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 該当するものの番号を○で 囲んでください。	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所 (電話番号() ー)	
本人に代わって訂正請求をする理由		

- (注) 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
- 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。
- 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
- 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
- 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は知事の定めにより交付を受けた個人情報 が記録された物の写し
備 考	受付年月日 年 月 日

別記第10号様式及び別記第11号様式中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第12号様式中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号様式中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条第1項」及び「第25条第4項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の2様式中「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の3様式中「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の4様式を次のように改める。

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長 様

請求者 住所又は居所 郵便番号

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、その名称及び代表者の氏名]

連絡先 [法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号()

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 [該当するものの番号を○で囲んでください。]	1 未成年者	2 成年被後見人	3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所	氏名		
	住所	(電話番号() —)	
本人に代わって利用停止請求をする理由			

- (注) 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
 2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券	
	3 その他()		
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 委任状	3 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は知事の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し		
備考	受付年月日		年 月 日

別記第13号の5様式及び別記第13号の6様式中「第25条の7第2項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 (別記第13号の7様式中「第25条の7第3項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 別記第13号の8様式中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条の7第1項」及び「第25条の7第4項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則
 (施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に改正前の委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の規定より提出されている請求書その他書類は、改正後の委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の規定により提出された請求書その他書類とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に存する改正前の委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月28日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県公安委員会規則第14号

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
 第3条第2項中「条例第15条第1項の開示請求書」を「開示請求書」に、「自己情報開示請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求書」に改め、同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える。
 2 前項の規定は、条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項第2号中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「、成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。
 第4条第1号中「いずれか一の書類」を「うちいずれかの書類」に、「いずれか二の書類」を「うちいずれか二の書類」に改め、同号ア中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加え、同条第2号中「いずれか一(前号ア)」を「うちいずれか一の書類(同号ア)」に、「前号イ」を「同号イ」に、「いずれか二」を「うちいずれか二の書類」に、「もののいずれか一」を「もののうちいずれか一の書類」に改める。
 第5条第1項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の4第2項」を加え、「開示請求した」を「開示請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の4第2項」を加え、「開示請求した」を「開示請求をする場合を含む。)」を加え、同条第3項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の5第2項」を加え、「訂正請求した」を「訂正請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の6第2項」を、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第6条中「第16条第2号」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第7条第1項中「第19条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「第19条第2項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項中「第19条第5項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、同条第5項中「第19条第6項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第7項中「第19条第7項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第10項中「第19条第8項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第8条中「第19条の2第1項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 第9条第1項中「第20条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用す

る場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第20条第2項第4号」の次に「(条例第32条第4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第11条第2項中「条例第24条第1項の訂正請求書」を「訂正請求書」に、「自己情報訂正請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは、「法定代理人又は本人の委任による代理人」と読み替えるものとする。

第13条第1項中「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第25条第4項」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改める。

第14条中「第25条の2第1項後段」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第15条中「第25条の3」の次に「(条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第16条第2項中「条例第25条の5第1項の利用停止請求書」を「利用停止請求書」に改め、「自己情報利用停止請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第32条の6第3項において準用する条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは、「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第18条第1項中「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第25条の7第4項」の次に「(条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」に改める。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1項を加える。

(条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項の実施機関が定める書類)

第23条 条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項(条例第32条第4第3項において準用する条例第20条第4項、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第3項及び条例第32条の6第3項)において準用する条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができる場合)は、同号イに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類)

(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することのできる場合)は、同号イに掲げる書類のうちいずれか一の書類)及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年被後見人登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明する書類として公安委員会が認めるものうちいずれか一の書類

(3) 本人に代わって本人の委任による代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該本人の委任による代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類)並びに本人の委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその押印した印鑑に係る印鑑登録公認事項を証明するたため書類として公安委員会が認めるもの別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は法定代理人自身」を削り、「法定代理人が」を「法定代理人又は本人の委任による代理人が」に、「注2」を「法定代理人又は本人の委任による代理人に係る2」に改め、「(戸籍謄本等)」を削る。

別記様式第4号中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第5号中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に、「殿」を「様」に改め、「第19条第5項」及び「第19条第4項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第6号中「殿」を「様」に改め、「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第19条第6項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第7号中「殿」を「様」に改め、「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第19条第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第8号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第9号中「殿」を「様」に改め、「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第10号中「殿」を「様」に改め、「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号 (第11条関係)

自己情報 (自己特定個人情報) 訂正請求書

年 月 日

熊本県公安委員会 様

請 求 者

住 所 又 は 居 所 郵便番号 -
(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名)

連 絡 先
(法人にあっては、
担当者の氏名及び連絡先) 電話番号 () -

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は第2項において準用する第14条第2項 (第32条の5第1項又は第2項) の規定により、次のとおり自己情報 (自己特定個人情報) の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報 (自己特定個人情報) の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を) (○で囲んでください。)	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所又は居所	氏名
	住所又は居所 電話番号 () -
本人に代わって訂正請求をする理由	

- 注1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 2 「訂正請求に係る個人情報 (自己特定個人情報) の内容」欄は、訂正したい自己に関する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める内容を具体的に記入し、当該内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提出し、又は提示してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明する書類 (戸籍謄本等) の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類 (本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等) の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他 ()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は公安委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し
備 考	受付年月日 年 月 日

別記様式第12号中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第13号中「及び第3項」を「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」に改める。

別記様式第14号中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第15号中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に、「殿」を「様」に改め、「第25条第4項」及び「第25条第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第16号中「殿」を「様」に改め、「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第17号中「殿」を「様」に改め、「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号（第16条関係）

自己情報（自己特定個人情報）利用停止請求書

年 月 日

熊本県公安委員会 様

請 求 者

住 所 又 は 居 所 郵便番号 -
〔法人にあっては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先
〔法人にあっては、
担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号（ ） -

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項（第32条の6第1項又は第2項）の規定により、次のとおり自己情報（自己特定個人情報）の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報（自己特定個人情報）の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を〕 〔○で囲んでください。〕	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所又は居所	氏名
	住所又は居所 電話番号（ ） -
本人に代わって利用停止請求をする理由	

- 注1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 2 「利用停止請求に係る個人情報（自己特定個人情報）の内容」欄は、利用停止したい自己に関する個人情報（自己特定個人情報）が特定できるように具体的に記入してください。
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明する書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類（本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等）の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他（ ）
代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他（ ）
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は公安委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し
備 考	受付年月日 年 月 日

（日本工業規格A4）

別記様式第19号中「第25条の7第2項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 別記様式第20号中「及び第3項」を「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」に改める。
 別記様式第21号中「第25条の7第3項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 別記様式第22号中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に、「殿」を「様」に改め、「第25条の7第4項」及び「第25条の7第1項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
 別記様式第23号から別記様式第25号までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月28日

熊本県警察本部長 後藤 和宏

熊本県警察本部告示第7号

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程
 熊本県警察本部が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成18年熊本県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「条例第15条第1項の開示請求書」を「開示請求書」に、「自己情報開示請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項第2号中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「、成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第4条第1号中「いずれか一。ただし、」を「うちいずれかの書類(」に、「いずれか二」を「うちいずれか二の書類)」に改め、同号ア中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加え、同条第2号中「いずれか一(前号ア」を「うちいずれかの書類(同号ア」に、「前号イ」を「同号イ」に、「いずれか二」を「うちいずれか二の書類」に、「もののいずれか一」を「もののうちいずれかの書類」に改める。

第5条第1項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の4第2項」を加え、「開示請求した」を「開示請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の4第2項」を加え、「開示請求した」を「開示請求をした」に改め、「第20条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の5第2項」を加え、「訂正請求した」を「訂正請求をした」に改め、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項中「第14条第2項」の次に「又は条例第32条の6第2項」を、「及び第2項」の次に「(これらの規定を条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第6条中「第16条第2号」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第1項中「第19条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「第19条第2項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項中「第19条第5項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定決定期間延長通知書」に改め、同条第5項中「第19条第6項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第7項中「第19条第7項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第10項中「第19条第8項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第8条中「第19条の2第1項後段」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第9条第1項中「第20条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する第20条第3項)」を加え、同条第2項中「第20条第2項」の次に「(条例第32条の4第3項)」を加える。

第11条第1項中「第22条第1項」の次に「(条例第32条の4第3項において準用する第22条第2項)」を加える。

第12条第2項中「条例第24条第1項の訂正請求書」を「訂正請求書」に、「自己情報」とし、前項の規定は、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは、「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第14条第1項中「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第25条第4項」の次に「(条例第32条の5第3項)」を加え、「自己情報訂正請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書」に改め、同項を同条第3項とし、前項の規定は、条例第32条の5第3項において準用する。この場合において、前項中「法定代理人」とあるのは、「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第19条第1項中「及び第3項」の次に「(これらの規定を条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第25条の7第4項」の次に「(条例第32条の6第3項)」を加え、「自己情報利用停止請求書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書」に改め、同項を同条第3項とし、第20条の次に次の1条を加える。

(条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項の実施機関が定める書類)

第21条 条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第2項(条例第32条の4第3項において準用する条例第20条第4項、条例第32条の5第3項において準用する条例第24条第3項及び条例第32条の6第3項)の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合において準用する場合を含む。書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができな場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)

(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができな場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年被後見人登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明する書類として警察本部長が認めるもの

(3) 本人に代わって本人の委任による代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該本人の委任による代理人に係る第4条第1号アに掲げる書類のうちいずれか一の書類(同号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができな場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか二の書類)並びに本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他本人からの委任を受けた者の委託状を証明するたための書類として警察本部長が認めるもの

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は法定代理人自身」を削り、「法定代理人が」を「法定代理人又は本人の委任による代理人が」に、「注2」を「法定代理人又は本人の委任による代理人に係る2」に改め、「(戸籍謄本等)」を削る。

別記様式第4号中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第5号中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に、「殿」を「様」に改め、「第19条第5項」及び「第19条第4項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第6号中「殿」を「様」に改め、「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第19条第6項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第7号中「殿」を「様」に改め、「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第19条第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第8号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第9号中「殿」を「様」に改め、「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第10号中「殿」を「様」に改め、「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号 (第12条関係)

自己情報 (自己特定個人情報) 訂正請求書

年 月 日

熊本県警察本部長 様

請 求 者

住 所 又 は 居 所 郵便番号 -
(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名)

連 絡 先
(法人にあっては、
担当者の氏名及び連絡先) 電話番号 () -

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は第2項において準用する第14条第2項 (第32条の5第1項又は第2項) の規定により、次のとおり自己情報 (自己特定個人情報) の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報 (自己特定個人情報) の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を) (○で囲んでください。)	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所又は居所	氏名
	住所又は居所 電話番号 () -
本人に代わって訂正請求をする理由	

- 注1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 2 「訂正請求に係る個人情報 (自己特定個人情報) の内容」欄は、訂正したい自己に関する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める内容を具体的に記入し、当該内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提出し、又は提示してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明する書類 (戸籍謄本等) の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類 (本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等) の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他 ()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は警察本部長の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し
備 考	受付年月日 年 月 日

別記様式第12号中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第13号中「及び第3項」を「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」に改める。

別記様式第14号中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第15号中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に、「殿」を「様」に改め、「第25条第4項」及び「第25条第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第16号中「殿」を「様」に改め、「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第17号中「殿」を「様」に改め、「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号 (第17条関係)

自己情報 (自己特定個人情報) 利用停止請求書

年 月 日

熊本県警察本部長 様

請 求 者

住 所 又 は 居 所 郵便番号 -
(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名)

連 絡 先
(法人にあっては、
担当者の氏名及び連絡先) 電話番号 () -

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項 (第32条の6第1項又は第2項) の規定により、次のとおり自己情報 (自己特定個人情報) の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報 (自己特定個人情報) の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を) (○で囲んでください。)	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所又は居所	氏名
	住所又は居所 電話番号 () -
本人に代わって利用停止請求をする理由	

- 注1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 2 「利用停止請求に係る個人情報 (自己特定個人情報) の内容」欄は、利用停止したい自己に関する個人情報 (自己特定個人情報) が特定できるように具体的に記入してください。
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めらるかを含め、具体的に記入してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明する書類 (戸籍謄本等) の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類 (本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等) の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他 ()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は警察本部長の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し
備 考	受付年月日 年 月 日

(日本工業規格A4)

別記様式第19号中「第25条の7第2項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第20号中「及び第3項」を「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」に改める。

別記様式第21号中「第25条の7第3項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第22号中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に、「殿」を「様」に改め、「第25条の7第4項」及び「第25条の7第1項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記様式第23号中「殿」を「様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。